

令和2年

寒河江市農業委員会第11回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会
第 1 1 回総会

日 時 令和 2 年 1 0 月 2 6 日 (月) 午前 9 時 0 0 分
会 場 寒河江市役所 1 階 議会会議室

出席委員

1 番 鈴 木 浩 之	2 番 土 田 彦 雄	3 番 渡 辺 裕 之
4 番 新 宮 しのぶ	5 番 眞 木 早百合	6 番 奥 山 浩 二
7 番 芳 賀 宏	8 番 大 泉 孝 彦	9 番 影 沢 政 俊
1 0 番 後 藤 孝 好	1 1 番 氏 家 理 香	1 3 番 猪 倉 通 文
1 4 番 相 原 稔	1 5 番 片 桐 道 雄	1 6 番 山 田 和 義
1 7 番 菅 井 孝 一	1 8 番 木 村 三 紀	

欠席委員

1 2 番 菊 地 ひとみ

出席農地利用最適化推進委員

1 番 小 野 敏 行	2 番 今 井 隆 志	3 番 斎 藤 幸 宏
4 番 渡 邊 慎 一	5 番 熊 坂 浩 行	6 番 川 越 卯 一 郎
7 番 鬼 海 和 幸	8 番 菖 蒲 修	9 番 渡 邊 正

事務局

事 務 局 長 門 口 隆 太	事務局長補佐(兼)農地係長 芳 賀 豊 彦
総 務 主 査 高 子 英 晴	総 務 係 長 菊 地 亮
農 地 係 主 事 稲 垣 奨	

報告事項

- (1) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について

議事

- (1) 議題 46号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第 47号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第 48号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (4) 議第 49号 農用地利用集積計画書の審議について
- (5) 議第 50号 非農地証明願の審議について

開会 午前 9時05分

木村議長 今日農業委員、推進委員の方、全員出席でありましての総会でございますので、ひとつスムーズな議事進行になりますようよろしくお願いを申し上げまして、総会に移りたいと思います。

木村議長 それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第11回総会を開催します。よろしくお願いいたします。まず、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員17名で、在任委員の過半が出席しておりますので、総会は成立します。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長 それでは、10番・後藤委員、13番・猪倉委員にお願いします。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、高子主査にお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局からありましたらお願いします。事務局。

事務局(稲垣主事) はい、議長。
事務局のほうから報告事項を報告させていただきます。

(報告事項朗読)

木村議長 ありがとうございます。今報告事項ありましたけども、実は私のほうから1点皆様にご相談したいことがあります。

休憩 午前 9時08分

再開 午前 9時23分

木村議長 分かりました。では、それはそれとして総会に戻りたいと思います。ほかにございませんか。ありましたら、総会終わってからも結構ですので、ひとつよろしくお願いします。

 ただいま事務局からの報告事項ありましたけれども、何か質問ございませんか。

 (発言なし)

木村議長 ないようですので、ほかに事務局からありますか。

事務局（稲垣主事） 特にありません。

木村議長 それでは、早速議事に入ります。

 議第46号から議第50号までの議案について一括上程します。

- (1) 議第46号「農地法第3条の規定による許可処分について」
- (2) 議第47号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」
- (3) 議第48号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」
- (4) 議第49号「農用地利用集積計画書の審議について」

(5) 議第50号「非農地証明願の審議について」

以上、議第46号から議第50号まで一括上程します。

木村議長

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。菅井会長職務代理人、報告をお願いします。菅井会長職務代理人。

菅井会長職務代理人 はい、議長。17番、菅井です。

去る10月21日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会に関わる案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として農地法第3条の許可申請案件1件、非農地証明願案件1件の合計2件を審査しました。

初めに、議第46号「農地法第3条の規定による許可処分について」、順位第47番、所有権移転1件、新規就農の案件です。場所は、大字西根字下川原の畑です。新規就農希望者の農地に関わる申合せに基づき、農地取得の利用計画書、営農計画書等の書類を提出してもらっております。取得農地の利用計画書、営農計画書によると、新規就農を希望する譲受人は、新山町に住んでいる66歳の男性です。譲受人は、今年譲受人の息子とともにサクランボの作業の手伝いに従事しており、この作業を通じて農地を取得することになりました。農業を営もうとする理由ですが、営農計画書によりますと、生計を立てるためではなく、楽しむための農業であり、自分たちで作って食べる楽しみと喜びのためとのことです。現地を確認したところ、本人が申請地に居合わせており、農地での栽培について話を聞くことができたことなどから、申請書及び営農計画書のとおりであれば問題はないと判断しました。

次に、議第50号「非農地証明願の審議について」、順位10番、寒河江地区の案件です。現地は元町3丁目の土地で、近隣住民によると、昭和48年2月から住宅が建設されていたとのことで、現在まで願い出人の住宅用敷地として長く利用されており、現地調査の結果、願い出のとおり宅地であり、非農地と判断できる場所でした。

その他申請された案件については、全て異議なしとされたところでは。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。審査時間につきましては30分程度としまして、9時半から10時までとします。それでは、地区審査の間、暫時休憩とします。

休憩 午前 9時28分

再開 午前 9時56分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第46号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、氏家委員、お願いします。氏家委員。

氏家委員

はい、議長。11番、氏家です。

(議案書順位45番朗読)

この案件につきましては、10月15日、渡辺委員、小野推進委員と現地を確認してまいりました。所在地は、建設中のおーばん寒河江西店を西に30メートルぐらい入った農地です。黄桃を作付する計画となっており、計画どおりであれば周辺農地への影響もなく、何ら問題はないかと判断してまいりました。事前審査会、地区審査会においても異議ございませんでした。

(議案書順位46番朗読)

この案件につきましては、10月15日、渡辺委員、小野推進委員と現地を確認してまいりました。所在地は、西寒河江駅近くのメリヤス団地の奥、北側にある農地です。譲受人の農地と隣接しており、申請どおりであれば何ら問題ないと判断してまいりました。

(議案書順位47番朗読)

この案件につきましては、10月21日、事前審査会におきまして出席者の皆様より現地を確認いただいております。代理の報告にもありましたとおり、現地確認行ったところ、本人と話をすることができ、農業にかける勢いのある方で、申請どおりであれば何ら問題はないかと思われまます。本日の地区審査会におきましても異議ございませんでした。

(議案書順位48番朗読)

この案件につきましては、10月15日、渡辺委員、今井推進委員と現地を確認してまいりました。所在地は、国道1

12号線バイパスの長崎大橋の1キロ手前を東に500メートルぐらい入った樹園地です。3筆とも黄桃の連棟ハウスになっており、借人の黄桃ハウスと隣接しております、規模拡大ということで何ら問題はないと判断してまいりました。事前審査会、地区審査会におきましても異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて柴橋地区、奥山委員、お願いします。奥山委員。

奥山委員

はい、議長。6番、奥山です。

(議案書順位44番朗読)

この件につきまして、10月15日、大泉委員、後藤委員、熊坂推進委員とともに現地確認を行いました。現地は、説明がなかなか難しいんですが、国道458号線というのが中山町から大江町に向けて寒河江市、平塩、中郷と通っていく道路があるんですが、ちょうど中山町から寒河江市平塩に入ったばかりのところ、左手側の山手の上のところです。実は私の家の田、家と畑の隣接地になっております。現地は、譲受人の家の裏側にある畑であります。30年ほど前に譲受人の[]氏が宅地を建てるために譲渡人のほうから宅地として土地を購入し、その裏についていた畑も借りることになったという経緯があります。現在は、立派なサクランボ園地になっているんですけれども、譲受人のほうで苗木から育てて雨よけハウス等まで設置して今まで経営してきたという経緯があります。したがって、このたび譲渡人からの強い希望で所有権移転の希望が出されていますが、何ら問題はない

かと考えます。地区審査等でも異議ありませんでした。
以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

事務局から説明いたします。

順位44番から順位48番までの案件につきまして、農地法第3条調査書に基づきます調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たすと考えております。

以上であります。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第46号「農地法第3条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第46号は原案のとおり決定いたし

ました。

木村議長

次に、議第47号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、西根・三泉地区、土田委員、お願いします。土田委員。

土田委員

はい、議長。2番、土田です。

(議案書順位5番朗読)

この件につきまして、10月15日、渡邊推進委員と現地を確認してきたところであります。現地は、申請人の自宅裏にありまして、ごくわずかな面積であります。ほかの人の屋敷の入り口に面しておりまして、またその入り口には電柱が2本立っているということでありまして、農地としての利便性は非常に悪い場所であります。そういったこともありまして、今現在農地として活用している状況ではありません。今回申請人は自営業をしているという観点から、従業員が1名増えるということもありまして、その従業員の方の駐車場に活用していきたいという申請であります。農地としての利便性から考慮して、計画どおりであれば何ら問題ないということで確認してきたところでありまして、地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

事務局から説明いたします。

順位5番は、駐車場敷地への転用申請になっております。申請地は農用区域外の農地でありまして、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない小集団の生産性の低い農地でありまして、第2種農地と判断いたしております。第2種農地は原則不許可であります。代替性もなく問題はないと考えております。

以上であります。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第47号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第47号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第48号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地

調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、氏家委員、お願いします。氏家委員。

氏家委員

はい、議長。11番、氏家です。

(議案書順位37番朗読)

この案件につきまして、10月15日、渡辺委員、小野推進委員と現地を確認してまいりました。所在地は、マックスバリュ寒河江中央店を西に30メートルぐらい入った住宅街の中の遊休農地となっております。借人は、現在埼玉県春日部市において整形外科医をしており、実家近くに整形外科クリニックを開業建設の予定となっております。今回はその住宅の申請となります。両者は親子関係にあり、何ら問題はないと判断してまいりました。事前審査会、地区審査会においても異議ございませんでした。

(議案書順位38番朗読)

この案件につきまして、10月15日、渡辺委員、小野推進委員と現地を確認してまいりました。所在地は、陵南中学校よりふるさと公園に向かい、高速道路手前東に200メートル入ったところに位置しております。右隣、道向かい側は住宅となっております。現状は樹園地の樹木が伐採された遊休農地となっております。申請どおりであれば何ら問題はないかと判断してまいりました。事前審査会、地区審査会においても異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

それでは、事務局から説明いたします。

順位37番は、住宅建築用敷地への転用申請になっております。都市計画区域内の用途地域にある農地でありまして、第3種農地と判断しております。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えております。

順位38番は、宅地分譲用敷地への転用申請になっております。申請地は、同じく都市計画区域内の用途地域にある農地でありまして、第3種農地と判断します。第3種農地であっても通常宅地分譲は認められておりませんが、用途地域内にある農地であり、例外として宅地分譲も認められており、農地区分と転用目的は問題ないと考えております。

また、農地転用許可一般基準調査書に基づきます調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えております。

以上であります。

木村議長

ご苦労さまです。

それでは、これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第48号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第48号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長 次に、議第49号「農用地利用集積計画書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、氏家委員、お願いします。氏家委員。

氏家委員 はい、議長。11番、氏家です。

(議案書朗読)

14ページの集計表をご覧ください。

ナンバー1、寒河江地区、5筆、0.59ヘクタール。内訳は、田0.09ヘクタール、畑0.5ヘクタール。

ナンバー2、南部地区、2筆、0.05ヘクタール。内訳は、畑0.05ヘクタール。

また、農地中間管理事業案件について、いずれの農地も農業振興地域内であり、地区の担い手等に貸し出すために農地中間管理機構へ集積する農地に適していると判断しました。地区審査会でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長 ありがとうございます。

続いて柴橋地区、奥山委員、お願いします。奥山委員。

奥山委員

はい、議長。6番、奥山です。

(議案書朗読)

■■■■氏は、柴橋地区の人・農地プランの中心経営体の1人でもあり、何ら問題ないと考えます。地区審査でも異議ありませんでした。以上です。(「集計表」の声あり)

失礼しました。14ページ、ご覧ください。集計表です。

ナンバー5、地区名柴橋、筆数1。内訳ですが、計0.2ヘクタール、内訳として田んぼ0.2ヘクタールです。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

それでは、事務局から説明いたします。

このたびの案件につきましては、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。

以上であります。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長 ないようですので、採決します。

議第49号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第49号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長 次に、議第50号「非農地証明願の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、氏家委員、お願いします。氏家委員。

氏家委員 はい、議長。11番、氏家です。

(議案書順位10番朗読)

この案件につきまして、10月21日、事前審査会におきまして出席者の皆様方より現地を確認いただきました。申請事由のとおりであれば何ら問題はないかと思われまます。本日の地区審査会におきましても異議ございませんでした。

以上です。

木村議長 ありがとうございます。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

このたびのこの案件につきまして、特にございません。

以上であります。

木村議長 それでは、これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長 ないようですので、それでは採決します。
議第50号「非農地証明願の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第50号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長 これで、本日上程されました議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時25分

令和2年10月26日

第11回総会 議長 木村 三紀.....

議事録署名委員 10番委員 後藤 孝好.....

議事録署名委員 13番委員 猪倉 通文.....